

平成25年4月23日

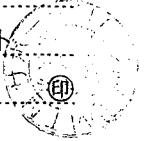
長岡市長 森 民夫 様

〒 9 4 9 - 5 3 1 2

申請者 住 所 長岡市小国町法坂6.7.6番地

団 体 名 特定非営利活動法人 MTNサポート

代 表 者 理事長 板 屋 忠



平成25年度 長岡市地域コミュニティ事業補助金交付申請書

平成25年度 長岡市地域コミュニティ事業補助金の交付を受けたいので、次のとおり申請します。

事業名	高齢者(さくらの会)支援事業																																			
事業概要	<p>【目的】 地域型介護予防デイサービス事業(6ヶ月)を終了した高齢者の方々を対象に、自宅に閉じこもりにならないように、いつまでも元気で自立した生活が出来るように支援する事を目的とします。</p> <p>【内容】 運営については、小国支所市民生活課・こしじ おぐに包括支援センター・社会福祉協議会小国支所・MTNサポートが官民一体となって、レクリエーションで楽しんだり、介護予防メニュー(ストレッチ体操・ゲーム等)を行ったりするもの。</p>																																			
補助申請額	<table border="1"> <tr> <td>下記 (F)の額を記入</td> <td>5</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>0</td> <td>円</td> </tr> </table>				下記 (F)の額を記入	5	0	0	0	0	0	円																								
下記 (F)の額を記入	5	0	0	0	0	0	円																													
補助申請額算出の根拠	<table border="1"> <tr> <td>支出の部合計(A)</td> <td>664,000円</td> <td>-</td> <td>補助対象外経費(B)</td> <td>27,000円</td> <td>=</td> <td>補助対象経費(C)</td> <td>637,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">事業を実施することによって得られる収入のうち、補助対象経費に充てるもの</td> <td>=</td> <td colspan="2">特定財源(D)</td> <td colspan="3">円</td> </tr> <tr> <td>(C)-(D)=補助金算出対象額</td> <td>637,000円</td> <td>×</td> <td>(補助率)</td> <td>80%</td> <td>=</td> <td>補助金額 (E)</td> <td>509,600円</td> </tr> <tr> <td colspan="7">補助金額 (E) の千円未満切り捨てた額 (F) ※金額の上限は50万円です</td> <td>500,000円</td> </tr> </table>				支出の部合計(A)	664,000円	-	補助対象外経費(B)	27,000円	=	補助対象経費(C)	637,000円	事業を実施することによって得られる収入のうち、補助対象経費に充てるもの		=	特定財源(D)		円			(C)-(D)=補助金算出対象額	637,000円	×	(補助率)	80%	=	補助金額 (E)	509,600円	補助金額 (E) の千円未満切り捨てた額 (F) ※金額の上限は50万円です							500,000円
支出の部合計(A)	664,000円	-	補助対象外経費(B)	27,000円	=	補助対象経費(C)	637,000円																													
事業を実施することによって得られる収入のうち、補助対象経費に充てるもの		=	特定財源(D)		円																															
(C)-(D)=補助金算出対象額	637,000円	×	(補助率)	80%	=	補助金額 (E)	509,600円																													
補助金額 (E) の千円未満切り捨てた額 (F) ※金額の上限は50万円です							500,000円																													
事業期間(予定)	着手	平成 25年5月1日	完了	平成26年3月15日																																
添付書類	<input type="checkbox"/> 団体の概要説明書(第2号様式) <input type="checkbox"/> 事業計画書(第3号様式) <input type="checkbox"/> 事業の収支予算書(第4号様式)																																			



平成25年度 長岡市地域コミュニティ事業補助金申請団体の概要

1. 申請団体の概要および申請事業の計画等【公開対象】

ふりがな	とくていひえいりだんたい えむていえぬさぼーと		
団体名	特定非営利団体 MTNサポート		
代表者氏名	(肩書: 理事長 板屋 忠)		
設立年月日	昭和・平成 20年 3月 日	構成員数	正会員23名 準会員4名
設立目的	地域内のもったいない、人材であり自然であり、産物等の埋もれた物を発掘し生かす事で地域の活性化と発展に寄与する事を目的とする。		
これまでの活動実績	平成20年 21年 被災者生活支援対策事業 平成21年 地域復興デザイン策定支援事業 太郎丸集落 桐沢集落 平成22年 地域復興デザイン策定支援事業(集落先導事業) 太郎丸集落 平成22年 地域復興デザイン策定支援事業 七日町集落 八王子集落 桐沢集落 平成23年 地域復興デザイン策定支援事業 八王子集落 平成23年 中山間地直接支払い事務受託 小国沢集落 平成24年 過疎地コミュニティーバス運行開始		
過去の補助実績 (該当する場合のみ)	年度	補助を受けた制度の名称	補助金額(円)
添付資料	事業計画	・別添「第3号様式 事業計画書」のとおり	
	収支予算等	・別添「第4号様式 事業の収支予算書」のとおり	
	その他、団体をPRするパンフレット等	有 ・ <input checked="" type="radio"/> 無 (どちらかに○印)	

2. 申請団体の連絡先等【公開、非公開を選択※】

事務所所在地	長岡市小国町法坂676番地	<input checked="" type="radio"/> 公開 - <input type="radio"/> 非公開
電話・FAX番号等	電話 0258-95-4790 FAX 0258-954760	<input checked="" type="radio"/> 公開 ・ <input type="radio"/> 非公開
	Eメールアドレス	
担当者連絡先	氏名 小島 康市	<input type="radio"/> 公開 ・ <input checked="" type="radio"/> 非公開
	住所 長岡市小国町法坂698番地3	
	電話・FAX番号等 電話 0258-95-2631 FAX 0258-95-3658	
	Eメールアドレス	
添付資料	名簿またはこれに類するもの	<input type="radio"/> 公開 ・ <input checked="" type="radio"/> 非公開
	規約またはこれに類するもの	<input type="radio"/> 公開 ・ <input checked="" type="radio"/> 非公開

※

個人情報保護の観点から、広く公開してもよいものなら“公開”に、そうでないものは“非公開”に○を付けてください。

※ 2の添付資料(名簿類・規約類)については、交付審査の際の資料として審査関係者に提示する場合があります。

事業計画書

<p>事業名</p>	<p>高齢者(さくらの会)支援事業</p>
<p>事業実施の目的 (目的 現状 課題 必要性)</p>	<p>目的 地域型介護予防デイサービス事業(6ヶ月)を終了した高齢者の方々を対象に、自宅に閉じこもりにならないように支援する事を目的とする。 現状 小国支所市民生活課、こじし・おぐに包括支援センター、社会福祉協議会小国支所が連携し、「さくらの会」のサポートを行ってきた。 課題 サポートを行いたいが、支援する予算もなく、人的にも負担も大きくなっている。 必要性 民間の団体である、「特定非営利団体 MTNサポート」(以下 MTN サポートと呼ぶ)が参画し協力する事で、お互いの得意とする分野を受け持ち官民一体となった事業で支援する事が出来ます。</p>
<p>事業内容 (実施月日 実施場所 参加者数 実施内容等)</p>	<p>実施日 平成25年5月 ~ 平成26年3月 実施場所 小国地域総合センター「だんだん」(以下だんだんと呼ぶ) 株式会社 もったいない村(以下もったいない村と呼ぶ) 参加者人数 1回25人 ~ 30人 実施内容等 月1回の支援を行う。日程は下記のスケジュールによる。 だんだんに集合する時は、MTNサポートが運行しているコミュニティーバスを利用して会場まで来てもらう。 午前中はレクレーション、昼食をはさみ、午後3時頃まで介護予防メニューを実践してもらい、高齢者の自立に協力する。 帰宅は、上地区は、コミュニティーバスを利用してもらい、下地区及びバス運行区域外の方は、マイクロバスにより送る。</p>
<p>本年度の事業スケジュール</p>	<p>平成25年度実施予定日 だんだんで開催予定(8回) ・5月14日 ・6月11日 ・7月9日 ・8月6日 ・10月8日 ・11月12日 ・1月14日 ・2月18日 もったいない村で開催予定(3回) ・9月11日 ・12月12日 ・3月7日</p>
<p>地域活性化の波及性</p>	<p>小国地域の高齢者率は38%を超え、後期高齢者の高齢化率も24%となっています。核家族化が進む中で、高齢者の夫婦家庭・高齢者独居家庭が増加の一途となっています。このような方達に「達者でほけずに暮らす」ための教室として、地域型介護予防デイサービスを市が主催して行っています。この事業は6ヶ月のメニューであり、終了した方達を対象に継続して行く事業が必要となっています。 高齢化率の高い当地域において、このように「達者でほけずに暮らす」を合言葉として支援する事は大切です。過疎化する地域であるが「元気なお年寄り」で、地域の活性化を図るためにも、高齢者の支援は欠かせない。</p>

※ 事業の内容は、詳細に記載してください。(別紙も可)

事業の収支予算書

収入の部

(単位:円)

項目		予算額	内 訳
地域コミュニティ事業補助金(F)		500,000	
自己 資金		137,000	
特定 財 源	寄附金		
	参加費	27,000	@300円×30人×3回=27,000円
	その他収入金		
	小 計(D)	27,000	
そ 他			
合 計		664,000	

支出の部

(単位:円)

項目		予算額	内 訳
補 助 対 象 経 費	送迎マイクロバス	253,000	6,000円×11回=66,000円 会場→各地区 10,000円×11回=110,000円 会場→下地区 7,000円×11回=77,000円 会場→八王子・法末
	会場費	60,000	20,000円×3回=60,000円 もったいない村2階会場費
	ヘルパー謝金	90,000	10,000円/人×3人/回×3回=90,000円
	バス乗車時 介護人謝金	33,000	3,000円×11回=33,000円
	消耗品費	131,000	チラシ印刷、事務用消耗品 7,000円×11回=77,000 食材・消耗品(箸・コップ等)消耗品 600円×30人×3回=54,000円
	講師謝金	20,000	10,000円×2回=20,000円
	委託料	50,000	50,000円×1回=50,000円(お楽しみ会委託料)
	小 計(C)	637,000	
補 助 対 象 外 経 費	おやつ代	18,000	200円×30人×3回=18,000円
	お茶代	9,000	100円×30人×3回=9,000円
	小 計(B)	27,000	
合計(A)		664,000	

※ 項目欄が不足する場合は、同類の項目をまとめて記入し、細目は別紙に記載してご提出ください。

特定非営利活動法人 MTN サポート 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、もったいない(MOTTAINAI)にこだわり活動する、特定非営利活動法人 MTN サポート という。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を新潟県長岡市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、地域における農林水産業の実態と土地利用の調査・研究を行い、将来に向けた対策を立案し、広く市民に対して、提言・啓蒙・広報・縁結び活動を行うことを目的とする。さらに、次世代を担う子供たちが地域の魅力を自ら考え、学ぶことを側面的に支援し、人と自然が織りなすやすらぎの交流地域をつくることを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1) まちづくりの推進を図る活動
- (2) 環境の保全を図る活動
- (3) 子どもの健全育成を図る活動
- (4) 経済活動の活性化を図る活動
- (5) 観光の振興を図る活動
- (6) 農山漁村又は中山間地域の振興を図る活動

(事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- (1) 特定非営利活動に係る事業
 - ①荒れた土地の保全や有効活用に関する調査研究およびその運営に関する事業
 - ②地域資源の発掘に関する調査研究および活用に関する事業
 - ③グリーンツーリズム事業等地域滞在型観光産業の研究および運営に関する事業
 - ④集落の維持および経営の指導および支援
 - ⑤子供の自然体験・田舎留学等教育に関する調査・研究および運営に関する事業
 - ⑥その他、この法人の目的を達成する為に必要な事業

第3章 会員

(種別)

第6条 この法人の会員は、次の2種とし、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同し、入会した個人及び団体
- (2) 賛助会員 この法人の目的に賛同し、入会した個人及び団体で、その事業の発展を支援することを望む者

(入会)

第7条 正会員の入会には条件を定めない。

- 2 会員として入会しようとする者は、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとし、理事長は正当な理由がない限り入会を認めなければならない。
- 3 理事長は、前項のものの入会を認めないときは、速やかに、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

第16条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠のため、又は増員によって就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残任期間とする。

3 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第17条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第18条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、理事会の議決により、これを解任することができる。この場合、その役員に対し、議決する前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。

(2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第19条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。

3 前2項に関し必要な事項は、理事会の議決を経て、理事長が別に定める。

(職員)

第20条 この法人に、事務局長その他の職員を置く。

2 職員は、理事長が任免する。

第5章 総会

(種別)

第21条 この法人の総会は、通常総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第22条 総会は、正会員をもって構成する。

(権能)

第23条 総会は、以下の事項について議決する。

(1) 定款の変更

(2) 解散

(3) 合併

(開催)

第24条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

(1) 理事会が必要と認め招集の請求をしたとき。

(2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的である事項を記載した書面をもって招集の請求があったとき。

(3) 第15条第4項第4号の規定により、監事から招集があったとき。

(招集)

第25条 総会は、前条第2項第3号の場合を除き、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面または電子メールをもって、少なくとも5日前までに通知しなければならない。

(議長)

第26条 総会の議長は、その総会において、出席した正会員の中から選任する。

(定足数)

第27条 総会は、正会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することができない。

第34条 理事会は、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2号及び第3号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に理事会を招集しなければならない。

3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電子メールをもって、少なくとも7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、理事長もしくは理事長が指名した者がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会における議決事項は、第34条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、議事が緊急を要するもので、出席した理事の2分の1以上の同意があった場合は、この限りではない。

2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。

3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名(書面表決者にあつては、その旨を付記すること。)

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人以上が署名、押印しなければならない。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第39条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

(1) 設立当初の財産目録に記載された資産

(2) 入会金及び会費

(3) 寄付金品

(4) 財産から生ずる収入

(5) 事業に伴う収入

(6) その他の収入

(資産の区分)

第40条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産とする。

(資産の管理)

第41条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、理事会の議決を経て、理事長が別

11条第3項に掲げる者のうち、この法人と類似の目的をもち、総会の議決により選定された者に譲渡するものとする。

(合併)

第54条 この法人が、合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第55条 この法人の公告は、この法人の掲示場に掲示するとともに、官報に掲載して行う。

第10章 雑則

(細則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、この法人の成立の日から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次に掲げる者とする。

理 事 長 板屋 忠

副理事長 小島康市

理 事 高橋 實

監 事 田辺英夫

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第16条第1項の規定にかかわらず、成立の日から平成20年5月31日までとする。

4 この法人の設立当初の事業計画及び収支予算は、第44条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによるものとする。

5 この法人の設立当初の事業年度は、第49条の規定にかかわらず、成立の日から平成20年3月31日までとする。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、次に掲げる額とする。

(1) 入会金 正会員 10,000円

(2) 年会費 正会員 10,000円

賛助会員 1口 5,000円

附 則

1 この定款の変更は、所轄庁の認証の日から施行する。